

加賀市健康福祉審議会 健康分科会資料
平成28年2月24日

平成27年度保健事業の重点課題の取り組み 及び平成28年度の取り組みについて

2) 妊娠から産後までの切れ目ない支援対策

加賀市健やか親子21（第2次）（母子保健計画）の概要

「すべての子どもが健やかに育つ加賀市に」

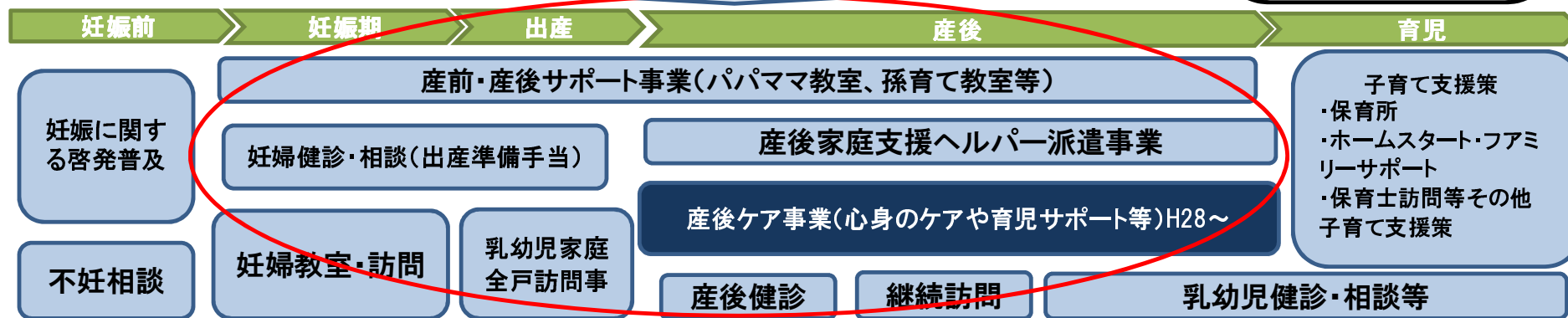
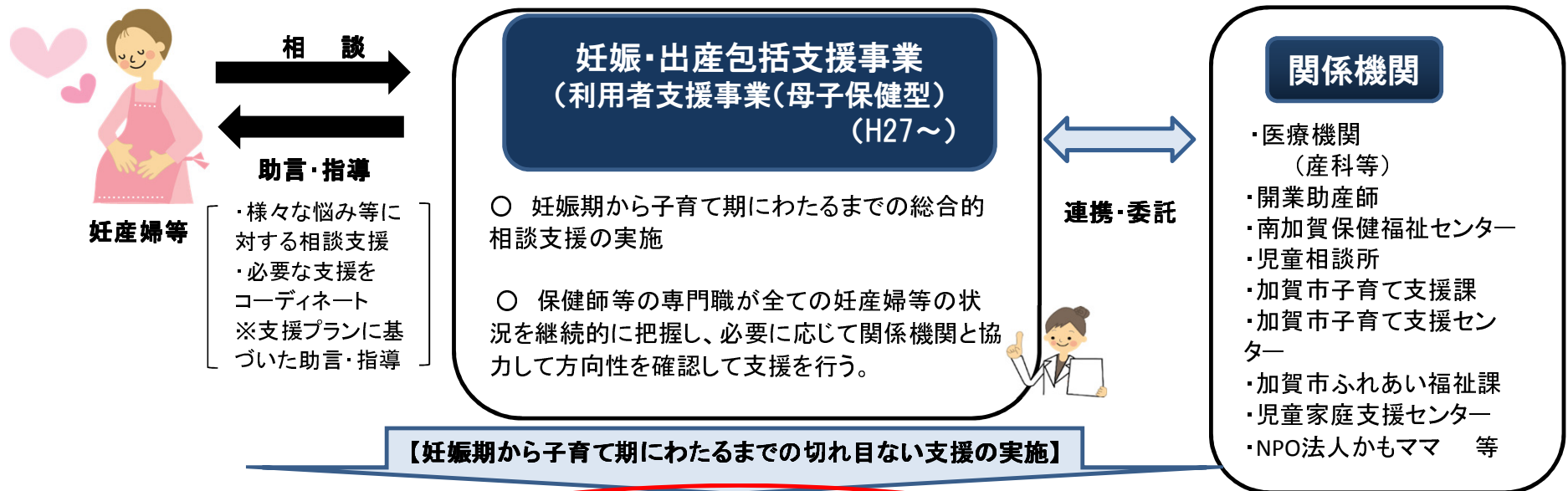
課題別対策

1. 切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策
安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実
2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
次世代の健康を育む保健対策の充実
3. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
地域の関係機関との連携を深め、親が孤立しない地域づくりの推進
4. 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
親が感じる育てにくさの問題点の所在を見極め、親に寄り添う支援
5. 妊娠期からの児童虐待防止対策
妊娠届出や各種母子保健事業を通して、虐待の早期発見と防止

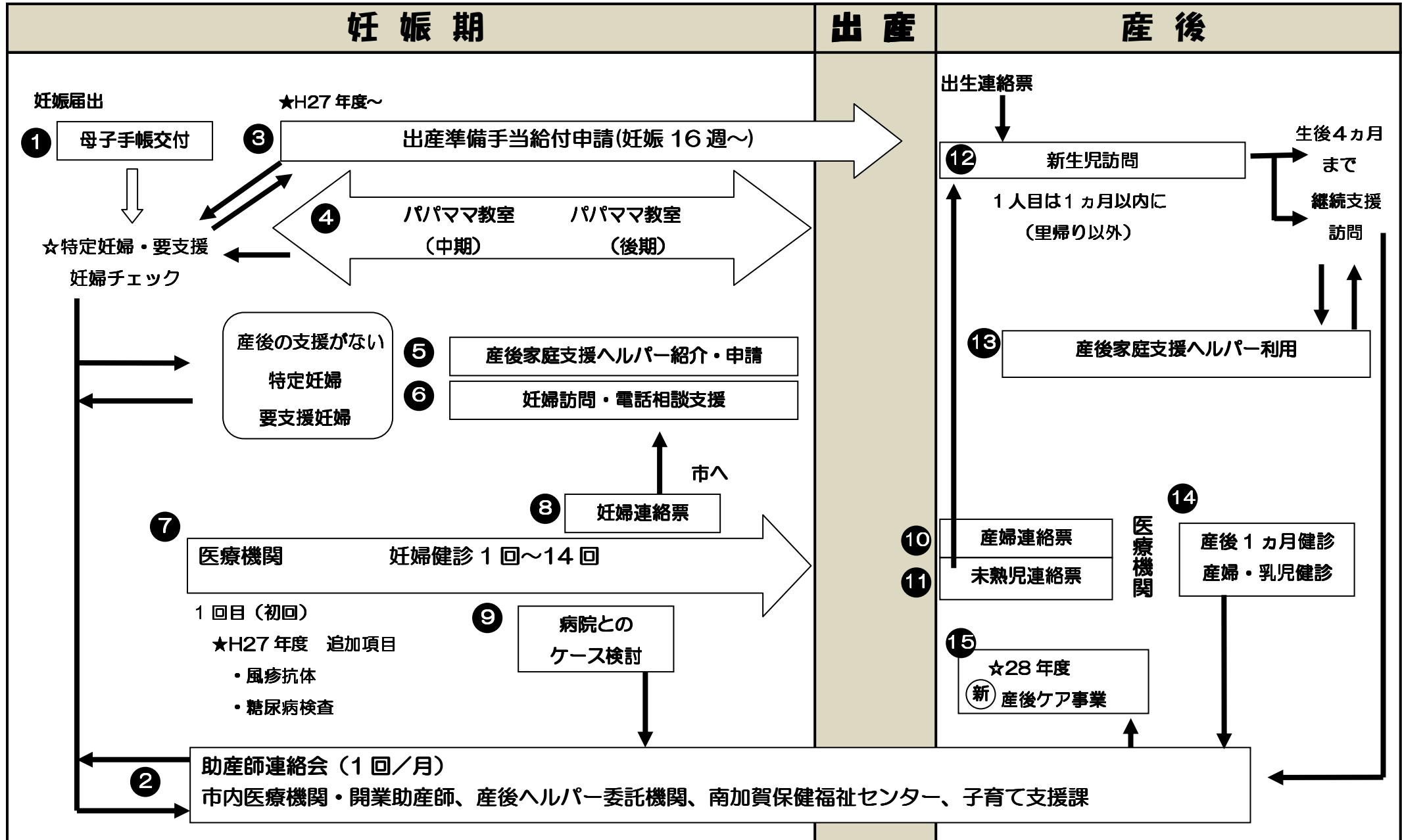
加賀市妊娠・出産包括支援事業について ※子ども・子育て支援法の利用者支援事業

- 母子保健に関する相談に対応するため、妊娠・出産包括支援事業を市で実施する。妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、健康課(保健センター)が総合的相談支援をワンストップ拠点として担う事業である。
- 利用者支援事業の(母子保健型)については、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援計画を立て関係機関と協力して、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施する。

* 平成26年2月から、「妊娠・出産包括支援モデル事業」として実施。平成27年度からの本格実施にあたり、利用者支援事業に移行



妊娠から産後に向けて切れ目ない支援について



※特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について、妊娠中から支援が必要な妊婦で要保護対策における支援対象

妊娠・出産包括支援事業（妊娠中からの支援の強化と産後に向けた切れ目ない支援）

平成 27 年度取組みの状況

- ① **母子手帳交付**時の**特定妊婦を含めた要支援妊婦数は 1 月末で 91 人（20.8%）**で、**妊婦の訪問数**は実 13 人、延 23 人となっている。（資料 4：P1 図 1） 訪問の他、来所面接や電話での支援が増え、早期に産後新生児訪問につなげている。
- ② **助産師連絡会**で**特定妊婦ケース実 43 人（1 月末）**の産後支援の検討や養育支援が必要な人のケース検討を実施し、妊娠中からの支援や医療機関への連絡、産後に早めの訪問を行った。
- ③ **出産準備金手当給付**申請時の面接で妊婦相談や妊娠経過確認、妊婦健診結果に基づく**保健指導の機会が増えた。（402 件 1 月末現在）**→母子手帳から血圧、検尿などの妊婦健診の結果等に基づく指導を実施した。
 - ・尿たんぱく、尿糖で所見のあった方で話を聞くと炭水化物過多で食事に偏りあり、食事指導を実施。2 か月後に連絡したところ指導を参考に取組んでいた。
 - ・妊娠中に実母が亡くなり、産後のサポートがないため産後家庭支援ヘルパーを紹介、上の子の保育園入園相談を実施。
 - ・妊娠届出時に確認しきれなかった詳細が確認でき、妊娠中からの養育支援につなげられた。（精神面・経済面・産後の環境等）。
- ④ **妊婦健康診査**では、母体と児の健康状態を検査し、結果は約 2 か月後、市に報告がある。医療機関にて出産まで継続して健康管理されており、市でも結果を把握し、1 回目の健診結果は面接やパパママ教室等で指導に生かしている。
- ⑤ **医療機関でのケース検討会**の実施については、1 月末現在、4 回のケース検討会を実施した。（精神疾患 1 人、特定妊婦 3 人）**経済的困窮の妊婦や養育能力の低さが予測される妊婦など、福祉や医療等他機関との連携し、産後に向けた支援につながった。**

- ⑥ 病院連携状況として妊産婦連絡票は12月末現在、16件（内訳 多胎1、若年2、未婚5、産後うつ疑い7、その他6（延べ数）あり、うち妊娠中に連絡があった妊婦は5件あり産後に向けて継続支援を行った。
- ⑦ 産後家庭支援ヘルパー利用者は増加している。（資料4：P1図2）家族の支援がない、また産後の育児不安や養育能力が低いなど産後家庭支援ヘルパー利用につながった。
- ⑧ 新生児訪問は生後4か月までに全数の訪問を実施している。訪問時期は12月末現在、生後1か月以内の早期訪問は47.2%、うち第1子は52.9%（資料4：P2図3）、特定妊婦の産後1か月以内の訪問は63.0%（資料4：P3図4）で、里帰りの方は、里帰り先の市町村に訪問依頼をして早めの訪問に心掛けた。
- ⑨ 産後のうつ疑い等産後支援が必要な産婦への支援は、2回以上の訪問を実施している。12月末現在で91人31.3%と高くなってきている。（資料4：P3図5）
- ⑩ 低出生体重児の予防として、食事や禁煙、生活等を母子手帳交付時や出産準備手当申請時等に保健指導を実施している。妊婦健診1回目での妊婦の喫煙率は12月末現在で4.2%であり、今年の5.2%から減少したが県に比べてまだ高い状況にある。（資料4：P3図6）
2500g未満の低出生体重児は平成27年で34人8.3%、その内、1500g未満の極低出生体重児は2人(0.49%)いた。（資料4：P4表1、図7）
低出生体重児の母体の状況は「資料4：P5表2」のとおりで、正期産に占める低出生児の割合は平成27年は5.4%（資料4：P5表3）と、昨年とほぼ横ばいである。
低出生体重児の原因として、H27年は児の疾患3人や双胎2組で大きくなれなかった児は7人、子宮筋腫など母の子宮の環境が原因と思われる児は2人いた。
母体に影響を与える原因として「やせ」や「タバコ」、「食事の内容」「立ち仕事」など考えられる事例が多く、低出生

体重児の予防に向けた生活習慣の指導を継続して実施する必要がある。

平成 28 年度の取り組み

1、 妊娠・出産包括支援事業の強化

① 相談しやすい体制

母子手帳交付時は、全員に出産・産後に向けての相談窓口、担当保健師の紹介のカードを配布し母子手帳カバーに、はさみこみ、日中いつでも相談できることを伝える。

② 特定妊婦、要支援妊婦の支援の強化

妊娠から産後に向けて必要な支援をコーディネートし、「妊娠ライフプラン」の提案を書面で行う。支援対象者の妊婦相談管理名簿の作成を行い、支援内容や時期を明確にして、計画的に支援する。

③ 新) 産後ケアの充実 (母と子のケア)

入院までは必要ないが、産後に心身の不調があり、家族から十分な支援が受けられない母子を対象に、母の健康管理、授乳指導、心身のケア及び児の健康管理、発育管理、沐浴など乳児のケアを行い、安心して、子育てできるように支援する。

訪問型—委託を受けた開業助産師が自宅に訪問してケアを実施

通所型—委託を受けた事業所 (NPO 法人かもママ) に通所し助産師等がケアを実施

訪問型—委託を受けた産科医療機関(加賀市医療センター等)の空き部屋を利用し、宿泊にてケアを実施

2、新) 子育て世代包括支援センター設置

① 妊娠から子育て期への切れ目ない支援の強化

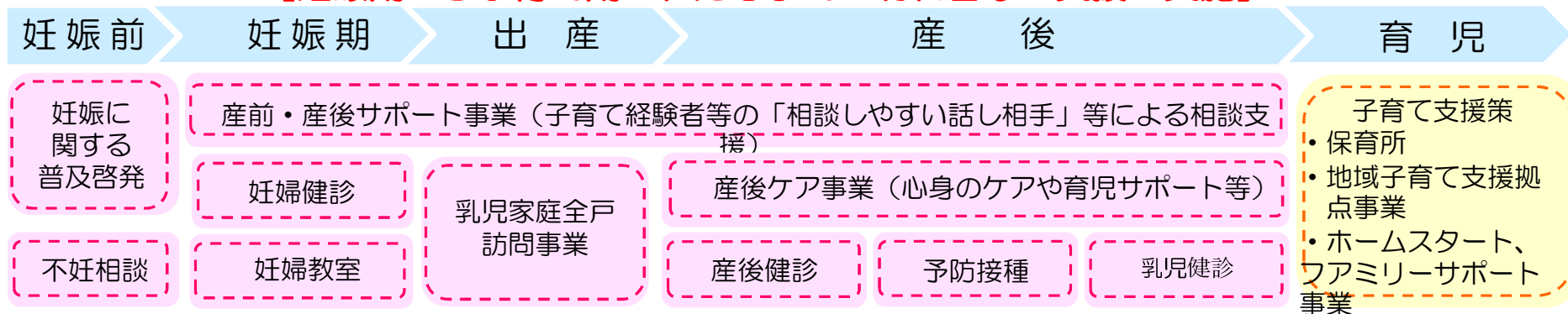
妊娠期、出産後、子育て期を通して、保育士等の専門職と一緒に切れ目ない支援ができるように、同じ場所で一つのチームとなり、必要な情報を共有し、支援が行える体制を整備する。

利用者支援事業（母子保健型）と利用者支援事業（基本型）を一体的に実施

（事業イメージ）利用者支援事業（母子保健型）、利用者支援事業（基本型）の両事業を同一の施設で、両事業のコーディネーターが同じ場所で1つのチームとなって実施する。



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



妊娠期から子育て期の各ステージで必要となる支援の例

「子育て世代包括支援センター」は、下記の各ステージを通じて、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。

妊娠期

- ① 妊娠届日の機会に面談を行うこと等により、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握
- ② 心身の不調により手厚い支援を要する者等について、関係機関と協力して支援プランを策定
- ③ 産前・産後サポート事業等による、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援の実施
- ④ 妊婦健康診査、母親学級等の場での妊婦に対する保健指導・支援



出産直後

- ⑤ 産前・産後サポート事業等による、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援（再掲）
- ⑥ 産後ケア事業による、出産直後の母子への心身ケアや育児のサポート
- ⑦ 乳幼児健康診査、新生児訪問等による保健指導・支援
- ⑧ 生後4か月までに、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握（乳児家庭全戸訪問事業）
- ⑨ ⑧の状況把握等を踏まえ、養育支援が特に必要な家庭に対して、その住居を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保（養育支援訪問事業）

子育て期

- ⑩ 子育て中の親子が相互交流を行う場所における相談、情報提供等（地域子育て支援拠点事業）
- ⑪ 家庭での養育が一時的に困難になった子どもについての不定期の預かりサービス（一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ事業）
- ⑫ 保護者の就労状況等に応じた認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等の利用
- ⑬ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援・保護者支援
- ⑭ 疾病や障害のある子どもの支援

